

議案第166号 令和7年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、
市民部の所管する部分について

議案第166号 令和7年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、市民部の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和7年の人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料「令和7年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1)の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料表適用者では、平均引上率としては、3.35%、平均引上額は、10,847円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和7年4月1日に遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2)の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は3.06%となり、給与改定額は12,033円となるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

(3)の令和7年度の期末・勤勉手当の改定についてであります。12月期に、一般職員、暫定再任用職員ともに、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

4ページ目をお願いいたします。

(4)の令和8年度の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和7年度12月に引き上げた月数を、令和8年度6月及び12月に均等に配分して引き上げを行います。

このため、一般職員、暫定再任用職員ともに期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

5ページ目をお願いいたします。

(5)の通勤手当の改定についてであります。自家用自動車を利用する場合の手当額を、14キロメートル以上については、距離区分に応じて、100円～8,500円の間で増額するものです。

6ページ目をお願いいたします。

(6)の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億6,700万円余りとなるものであります。

7ページ目には、給料と各種手当について、会計別の影響額を記載しております。

8ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うものです。

(1)の給料表の改定ですが、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額11,100円から12,300円となっております。

9ページ目をお願いいたします。

(2)の期末勤勉手当支給月数の改定につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

10ページ目をお願いいたします。

(3)の影響額ですが、給料・報酬が2億7,800万円余り、期末勤勉手当が1億200万円余り、通期手当が39万円余り、合計で3億8,100万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約21万円の増額となります。

以上、議案第166号 令和7年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、市民部が所管する部分についての説明であります。

ご審査を賜りますよう、よろしくお願いいたします。